

## 振り込め詐欺救済法への対応について

「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」（振り込め詐欺救済法）は、振り込め詐欺等の被害に遭われた方のために、金融機関の犯罪利用口座に振り込まれ、口座から引き出されずに残っている犯罪被害金の支払手続き等を定めたものです。

当金庫では、下記の対応窓口を設置し、当金庫の口座に振り込め詐欺等の犯罪被害資金を振り込まれた方からのお問い合わせに対応しております。

### 「振り込め詐欺救済法」対応窓口

中日信用金庫 事務統括部

電話番号：052-913-1152

受付時間：平日 9：00～17：00（当金庫の休業日を除きます）

なお、犯罪被害資金の返還の対象となる当金庫の預金口座につきましては、預金保険機構のホームページにて公告されておりますので、振り込め詐欺救済法の手続きおよび公告内容等の詳細につきましては、下記の預金保険機構のホームページをご覧ください。

### 預金保険機構

<https://furikomesagi.dic.go.jp/>（「振り込め詐欺救済法に基づく公告」トップページ）